

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………  
…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………  
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…

### 告示

●東京都告示第十六号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第三項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

さし。

令和五年一月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 公聴会を行う日時 令和五年一月十九日（木曜日）  
午前十時から

二 公聴会を行う場所 多摩市立武道館 二階会議室  
多摩市諏訪四丁目九番地

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当  
（東京都立川合同庁舎二階）  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二（五四八）二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 多摩市関戸六丁目十二番地一  
所氏名 多摩市  
建築敷地 多摩市諏訪三丁目十一番

地域地区 第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び  
等 び二十三メートル第二種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 休憩所及び公衆便所 増築  
及び用途 休憩所及び倉庫

敷地面積 約二八、八六六平方メートル 増減なし

建築面積 約四六平方メートル 約三五平方メートル  
（合計約八一平方メートル）

延べ面積 約四六平方メートル 約三五平方メートル  
（合計約八一平方メートル）

構造及び階数 アルミ合金造ほか  
地上二階

高さ 二・七一メートルほ 二・二四メートルほ

か か

適用条文 建築基準法第四十八条第三項ただし書

### ●東京都告示第十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

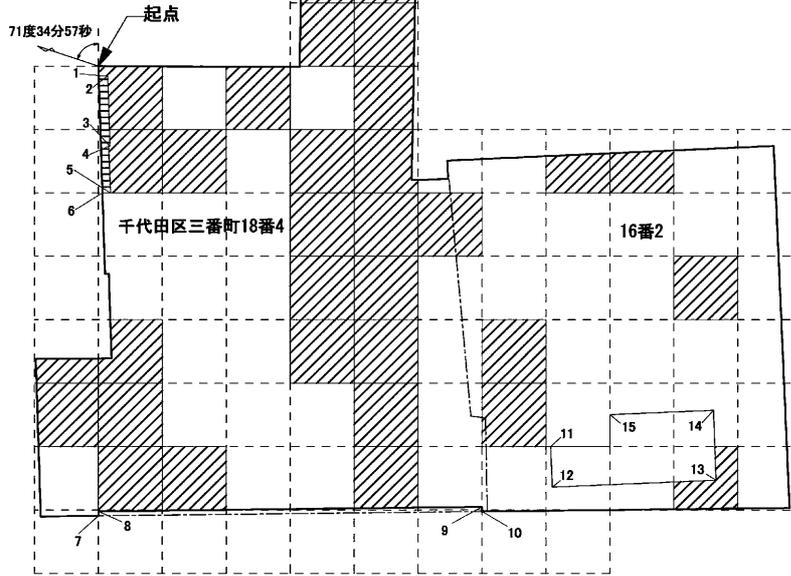
令和五年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区三番町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



座標値一覧		
地点	X座標	Y座標
1	-34281.660	-8420.018
2	-34283.017	-8419.565
3	-34286.861	-8430.044
4	-34286.674	-8430.113
5	-34289.268	-8436.984
6	-34288.060	-8437.386
7	-34303.556	-8485.896
8	-34303.333	-8485.225
9	-34360.032	-8465.587
10	-34360.262	-8466.277
11	-34367.207	-8453.184
12	-34369.475	-8459.157
13	-34393.430	-8450.029
14	-34389.575	-8439.693
15	-34374.410	-8445.469

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系の座標計算によって作成した。

**【凡例】**

- 単位区画
- - - 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第349号により指定した区域)

**【起点】**  
 起点は、千代田区三番町18番4の最北端とする。

**【格子の回転角度(71度34分57秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

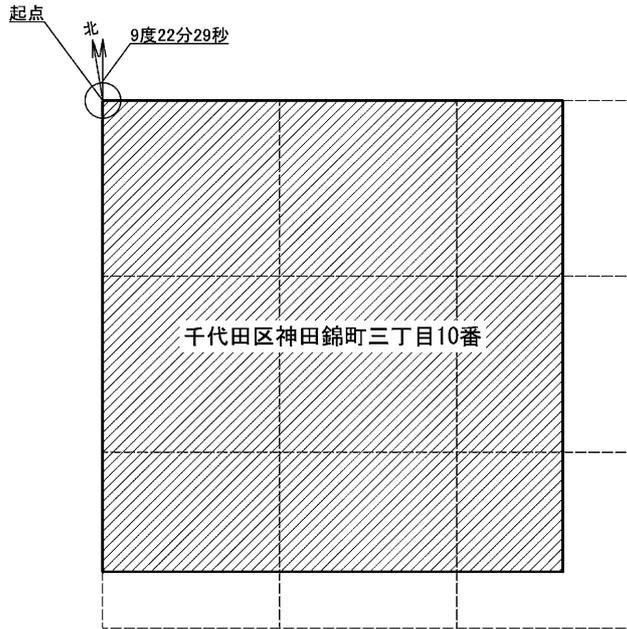
令和五年一月十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区神田錦町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、千代田区神田錦町三丁目10番の最北端とする。

【格子の回転角度（9度22分29秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年一月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 アトレ上野

二 店舗所在地 台東区上野七丁目一番一号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか十一名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか十一名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社グラフィックほか二名

八 変更前の小売業者の住所 株式会社グラニフ ほか 渋谷区渋谷一丁目七番七号(株式会社グラニフ) ほか	九 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号(株式会社グラニフ) ほか	十 変更前の小売業者の代表者名 磯部 進也(株式会社アンデルセ ン)	十一 変更後の小売業者の代表者名 松本 真一(株式会社アンデルセ ン)	十二 変更日 令和四年十二月十六日ほか	十三 届出日 令和四年十二月八日	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十五 縦覧期間 令和五年一月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 アトレ目黒1	二 店舗所在地 品川区上大崎二丁目十六番九号ほか	三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名	四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか	五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか四十六名	六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社澤光青果ほか三十八名	七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社オツジほか六名	
八 変更前の小売業者の住所 新宿区西新宿八丁目十一番一号(株式会社アドバンス)	九 変更後の小売業者の住所 渋谷区代々木二丁目十四番五号新宿F2ビル二階(株式会社アドバ ンス)	十 変更前の小売業者の代表者名 魚住 和充(株式会社オツジ) ほか	十一 変更後の小売業者の代表者名 樫山 哲也(株式会社オツジ) ほか	十二 変更日 令和四年六月二十九日ほか	十三 届出日 令和四年十二月八日	十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十五 縦覧期間 令和五年一月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名 ピエラ江東橋	二 店舗所在地 墨田区江東橋五丁目五番三号	三 設置者名 J R 西日本不動産開発株式会社	四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号	五 変更前の設置者の代表者名 國廣 敏彦	六 変更後の設置者の代表者名 藤原 嘉人	七 変更日 令和四年六月十七日	八 届出日 令和四年十二月二十二日
九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十 縦覧期間 令和五年一月十二日から同年五月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。														

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

FSC ミックス 紙 FSC® C006270

リサイクル適性